

## 送迎バスが新しくなりました

Aコースを走行しております送迎バスが、新しい車両に変更となりました。

これまでの車両よりひとまわり小さいサイズの車両となりますので、ご乗車の際はくれぐれもご注意下さい。



(写真はイメージです。実物と異なります)

## 特定健康審査・特定保健指導

2008年4月から開始された新しい健康診断の制度で、40歳～74歳の保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病対策として導入されました。

現在増加する一方の生活習慣病、それらを招くメタボリックシンドロームを早期に発見し、治療・改善に取り組むことにより、生活習慣病予備軍を減少させるための取り組みです。

特定健康審査項目は 問診(生活習慣・行動習慣) 診察(理学的所見) 身体測定(身長・体重・腹囲・肥満度・BMI) 血圧 血液検査(中性脂肪・HDLコレステロール・GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP・空腹時血糖)となります。

特定健診の結果、リスクが高いグループを程度に応じて積極的支援レベル 動機づけ支援レベル 情報提供レベルの3段階に抽出します。健診によって抽出された指導対象者(服薬治療中の方は対象となりません)に、医師や栄養士、看護師が指導を行い、生活習慣の改善を目指します。特定健診を積極的に活用し、健康づくりにお役立て下さい。

## 後期高齢者医療被保険者証

4月1日より後期高齢者医療制度がスタートしました。

対象となる75歳以上(一定の障害があると認定された65歳以上)の方は、窓口にてご加入の後期高齢者医療広域連合の発行する、藤色の被保険者証をご提示下さい。

なお、これまでお使いの被保険者証と老人保健の医療受給者証はお使いいただくことができませんのでご注意下さい。

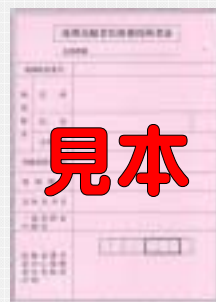
これまでの場合



見本

見本

平成20年4月1日以降



見本

## 新河端病院 理念

### 信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します。
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します。

## 「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院